

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続人がいない場合の財産の帰属

Q：被相続人に相続人がいない場合には、財産はどうなるのでしょうか。

A：(1)被相続人に相続人がいるかどうか明らかでないときは、相続財産は「相続財産法人」となります（民法951）。

(2) 次に、この相続財産法人となった財産は、家庭裁判所において一定の手続きが行なわれます。

相続人搜索の公告などが行なわれ、それでも相続人である権利を主張する人がいないときは、被相続人の特別縁故者に分与されることがあります。これを相続財産の分与といいます。

特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた人、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者をいいます。

(3) 分与を受けた財産は、相続税の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされます。

(4) 以上により分与されなかった相続財産法人の財産は、最終的には国庫に帰属します。ここまでの期間は、最短13カ月を要することになります。

